

## お わ り に

今般、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が公布され、我が国でもP R T R制度が導入されることになった。今後政府において、対象物質、対象業種等を定めるとともに、排出量等の算定方法を事業者に示し、十分な周知期間を経て実施に移す考えである。現時点では、同法に基づいてP R T Rを、平成13年(2001年)4月から施行するために準備を進めているところである。この場合、事業者には平成13年度分の排出量を把握し、14年度に届け出ていただき、届け出られた排出量等を国が集計して平成14年度に公表するのが第1回目の公表になる。

平成9年度から実施してきたパイロット事業により、P R T Rが国民、事業者、地方公共団体等の各関係者の方々に次第に周知されてきたが、今後さらにパイロット事業の継続、拡大及びその他の普及・啓発活動により、関係者の方々にP R T Rの正しい理解を深めていただくよう一層の努力を払っていきたい。また、パイロット事業の経験を踏まえて、実施手法の一層の改善を進めていきたい。

なお、本報告書やパイロット事業の実施内容などについてご意見があれば、今後のP R T R制度の実施に当たって参考にしたいので、環境庁までお寄せいただきたい。

最後に、本パイロット事業の実施及びとりまとめにご協力・ご助言いただいた、対象地域の事業者、関係各団体、地方公共団体及び地域推進委員会の方々、並びにP R T Rパイロット事業評価検討ワーキンググループの各委員に対し、厚くお礼申し上げます。

本報告書及びパイロット事業等に関するご意見・ご質問は下記へ

環境庁環境保健部環境安全課・P R T R担当

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel: 03-3581-3351 (内6358), 03-5521-8260

Fax: 03-3580-3596 E-mail: ehs@eanet.go.jp

(インターネット・ホームページ: <http://www.eic.or.jp/eanet/>)